特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

普代村は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及びしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県普代村

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
児童手当の支給に関する事務					
・児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)サービス検索・電子申請機能を導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能					

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定

11以子続にあける特定の個人を認所するだめの番号の利用寺に関する法律所表第一の主想める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、87項
②法节上の根拠	■情報提供の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	普代村 子育て世代包括支援センター
②所属長の役職名	センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先子育て世代包括支援センター 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2 0194-35-22118. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先子育て世代包括支援センター 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2 0194-35-2211

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年11月30日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年11月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		2) 基础	楚項目評価書 楚項目評価書及び	重点項目評価書 全項日評価書		
3) 基礎項目評価書及び全項自評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選排 1) 特(2) 十分 3) 課題	R肢> こ力を入れている 分である 頚が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	J	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	く選打 1) 特! 2) 十分 3) 課題	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1)特(R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十夕 3) 課題	こ力を入れている 分である 頭が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択 1) 特に 2) 十名 3) 課題	尺肢> こ力を入れている 分である <u>題が残されている</u>			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	R肢> こ力を入れて行って 分に行っている	ている		

変更箇所

	· 文文画//								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携の②法令 I 関連情報 1. ②事務の概	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後					
令和4年12月2日	I 関連情報 1. ②事務の概 要	(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 サービス検索・電子申請機能(マイナボータル)	(*1)サービス検索・電子申請機能を導入する 場合	事前					
令和4年12月2日	I 関連情報 1. ③システムの 名称	サービス検索・電子申請機能(マイナボータル) <u>※子育てワンストップサービスを導入する場合</u>	サービス検索・電子申請機能	事前					